

軽自動車税の減免申請について

町では、身体などに障がいのある方や知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車などのうち、一定の要件に該当するものについて申請があれば、障がいのある方1人につき1台の軽自動車税（種別割）が減免される制度を実施しています（1名につき普通車（県税）または軽自動車（町税）どちらか1台のみ）。

※公益のためと認められる身体障がい者専用車についても減免の対象となります（福祉施設など）。

1 減免対象となる軽自動車

- ① 身体に障がいを有し歩行が困難な者または精神に障がいを有し歩行が困難な者が所有する軽自動車（18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を一にするものが所有する軽自動車を含む。）
- ② その構造が専ら身体障がい者などの利用に供するためのものであり、公益のため直接専用するものと認める軽自動車など（福祉施設の福祉車両など）

2 必要となる書類

- ① 軽自動車税（種別割）減免申請書
（申請書様式および記載例は、税務係窓口備付けのほか、柳津町Webサイト内（くらしのガイド内「税金について」→軽自動車税のページにも掲載しています。）
- ② 減免を申請する年度分の納税通知書（4月中旬に郵送される予定です。）
- ③ 障がいを証明する手帳の写し
（身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保険福祉手帳など）
- ④ 対象車両を運転される方の運転免許証の写し
- ⑤ 対象となる軽自動車などの車検証の写し

3 申請期限

令和7年4月30日（水）（軽自動車税（種別割）納付期限）まで

<ご注意ください>

柳津町で受付しているのは軽自動車税（種別割）についての減免のみです。自動車税（県税）の減免については福島県会津地方振興局県税部（TEL 0242-29-5261）へお問い合わせください。

柳津町除雪オペレーター育成支援事業のご案内

町では、除雪車のオペレーターの育成を支援する「柳津町除雪オペレーター育成事業」の募集を行います。
ご希望の方は、補助の要件をよくご確認のうえお申し込みください。

■補助対象者 次の要件にすべて該当する方です。

- ①町直営除雪オペレーターとして、**1年以上**従事すること
- ②申込者本人および同居する世帯員全員に、市町村税などの滞納がないこと
- ③柳津町に住所を有すること
- ④令和7年4月1日時点で、60歳以下であること

！注意！

申込者が、その年度の
除雪オペレーターとし
て**必ず採用されるわけ
ではありません！**

■補助金額

大型特殊免許取得費用および運転技能講習費の実費のうち、実費合計額の**1/2以内で補助限度額10万円**

<補助の対象となる経費>

- 大型特殊免許取得の場合
 - ・入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代、検定料
- 除雪機械安全施工技術講習会受講の場合
 - ・講習会受講費、テキスト代

<対象とならない経費>

- ・免許取得、講習会受講にかかる旅費および交通費
- ・仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料および技能試験料
- ・延長・補習教習料

■募集期間

申し込みは、随時受け付けております。詳細は、建設課建設係にお問い合わせください。

■補助金の返還を求める場合

- ①虚偽の申請等があった場合
- ②1年未満の間に取得した資格を失効した場合
- ③上記のほか、補助金の交付決定を取り消すべき事由が確認された場合

■申込方法

必要書類は町公式Webサイト上、または建設課建設係の窓口に備え付けてあります。詳細を確認してから、建設課建設係へ申請書類を提出して申し込んでください。

問 建設課建設係 TEL0241-42-2117

柳津町 除雪オペレーター



柳津町内街頭犯罪発生状況（令和7年2月28日現在）

区分	街 頭 犯 罪													街頭犯 罪合計	その他 刑法犯 等	全刑法 犯
	強盗	空き巣	忍込み	事務所 荒し	出店荒 し	自動車 盗	オート バイ盗	自転車 盗	自販機 ねらい	車上ね らい	ひった くり	部品ね らい	強制的 性交			
管内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

外出する際はしっかり戸締まりをしましょう。

また、不審者や不審車両を見かけたらすぐに通報してください。

※ その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。

※ 上記発生件数は、令和7年1月1日からの累計数となっています。

犬の飼い主さんへ ～狂犬病予防注射および登録について～

犬の飼い主は、飼い犬の狂犬病予防注射を“年1回行わなければならない”ことが法律で定められています。
下記により令和7年度の集団狂犬病予防注射を実施しますので、必ず接種されますようお知らせします。

- 実施日 令和7年4月24日（木）
■接種料金 3,250円（注射技術料2,700円、注射済票交付手数料550円）
■実施場所・時間 柳津町役場前 9:00～11:30
西山支所前 13:30～15:00
■注意事項 (1) 頭数の減少等により、今年度も1日のみの実施となりますので、余裕をもって予定時間までお越しください。
(2) 既に登録が済んでいる犬の飼い主の方には個別に通知しますが、新しく犬を飼われた方につきましては、町民課までお問い合わせください。
(3) まだ登録がお済みでない場合には、今回の注射の際にあわせて登録できます。なお、登録料は1頭につき3,000円です。
(4) 今回の集団接種で接種できなかった場合は、年度内のできるだけ早いうちに動物病院等で必ず接種してください。

狂犬病について

狂犬病は、すべての哺乳類に感染することが知られており、人への感染も例外ではありません。人は主に狂犬病に感染した動物に咬まれることで感染し、発症すると100%死に至ります。狂犬病はすべての哺乳類に感染する一方で、蔓延・感染の原因となる動物は限られます。犬のほかにコウモリやキツネなども例に挙げられますが、アジア地域など狂犬病の流行国では、犬が主な蔓延源・感染源となっています。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬での蔓延が予防され、人への被害を防ぐことができます。日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼い犬への狂犬病予防注射が義務づけられています。



問 町民課保健衛生係 TEL 0241-42-2118

その悩み、ひとりで抱え込まず話してみませんか

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

- SNSで相談する場合 Cure time（キュアタイム）
■電話で相談する場合 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ^{はやくワンストップ} #8891
性犯罪被害者相談電話（警察） ^{ハートさん} #8103

問 町民課住民福祉係 TEL 0241-42-2118

住民基本台帳の閲覧状況について

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2条第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及および住民票の写し等の交付（令和6年4月1日～令和7年3月31日）までにに関する省令第3条の規定に基づき下記のとおり公表します。

閲覧申出者	委託元	利用目的の概要 (閲覧事項の利用目的)	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社スピードリサーチ	福島県	男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査	令和6年10月15日	大字柳津地区の満18歳以上の者
自衛隊福島地方協力本部	—	自衛官および自衛官候補生に関する募集事務	令和6年10月16日	町内全域の平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの人

問 町民課住民福祉係 TEL 0241-42-2118

国民健康保険に関する手続きについて

■国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

国民健康保険の加入・脱退については、異動のあった日から14日以内に届出をお願いします。

○ 勤務先の健康保険を脱退したとき（被扶養者を含む）

＜手続き時に持参していただくもの＞

・勤務先の健康保険を脱退したことがわかる証明書（資格喪失証明書）

※届出が遅れると、さかのぼって国民健康保険税を納めていただくことになりますのでご注意ください。

○ 勤務先の健康保険に加入したとき（被扶養者を含む）

＜手続き時に持参していただくもの＞

・勤務先の健康保険に加入した方全員分の資格確認書または資格情報のお知らせ

※届出が遅れると、会社の健康保険料に加え、国民健康保険税を納め続けることになりますのでご注意ください。

※国民健康保険の資格を失った後に国民健康保険の資格で医療を受けてしまった場合は、国民健康保険が負担した医療費分の全額を返していただく手続きが生じます。手続き中等の理由により、勤務先の健康保険に加入したことがわかる書類が手元にない場合は、医療機関にその旨を伝えてください。

■修学のため転出する場合の手続きについて

本町の国民健康保険に加入している方が修学のために町外へ転出する場合は、引き続き本町の国民健康保険に加入することができます。条件や手続きについては、町民課保健衛生係までご連絡ください。

なお、手続きをすることで、転出前に所属していた世帯の加入者となるため、転出先で新たに加入する必要はありません。国民健康保険税についても、転出前に所属していた世帯の世帯主にこれまでどおり課税されます。

問 町民課保健衛生係 TEL 0241-42-2118

柳津町住まいづくり支援事業のご案内

町では、個人住宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成する「住まいづくり支援事業」の募集を行います。

- 受付期間 令和8年3月13日（金）まで
※先着順で受付し、期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。
- 対象工事
 - ・本人が所有し居住している町内の住宅や車庫・蔵などで、改修工事や電気・給排水設備工事、外構工事等で工事費用が50,000円以上のもの
 - ・令和7年4月（町からの交付決定日）以降に着工し、令和8年3月31日までに完了する工事
 - ・補助金の交付は1世帯につき1回
 - ・町が行っている他の事業で、補助金や助成金を受けている場合は、その金額を差し引いた工事費用が50,000円以上となる工事（介護保険の住宅改修事業等）
- 対象者
 - ・町内に住所を有し、なおかつ申請者が改修工事を行う住宅の所有者でそこに住んでいること
 - ・世帯において町税などの滞納の無いこと
（滞納整理計画等に基づき、これを着実に履行している方は対象となります）
 - ・令和6年度に住まいづくり支援事業補助金を利用された方は、令和7年度は利用することができません。
- 施工業者の条件 町内に本店・支店等の事業所を置く事業者または、個人事業者が施工すること
- 補助額 工事費(消費税含む)の2分の1 ※上限100,000円（1,000円未満切捨て）
- 申請方法【申請時に必要な書類（書類は役場建設課建設係にあります）】
 - ①申請書（1号、2号様式）
 - ②工事見積書の写し（工事内容や単価等のわかるもの）
 - ③工事前の写真【変更・中止届の提出】

工事の内容や金額に変更がある場合や、工事を中止する場合に必要です。
工事費の増額による補助金増額はできません。また、工事費が減額となる場合、補助金が減額となる場合があります。

【完了報告・補助金の請求（工事完了後、以下の書類を提出してください。）】
 - ①完了報告書（5号様式）
 - ②工事費の領収書の写し
 - ③完了写真
 - ④補助金請求書（7号様式）※申請書・請求書等の修正がある場合は、修正液ではなく、二重線で消した後、訂正印での修正をお願いします。
- 取り消し・返還
 - ・交付決定の内容やこれに付した条件に違反したときや、偽りその他不正の手段で補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消します。
 - ・補助金を住宅等改修工事以外に使用したときは、全額または一部を返還させることがあります。
 - ・補助金申請の前に工事着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。
 - ・補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

A. 住宅改修工事（修繕、改修、模様替え、間取りの変更）

屋根換え、屋根・外壁の塗装、畳替え、壁塗替え、タイル張替え、ふすま・壁紙の張替え、
建具の入替え工事、など

B. 住宅の給排水設備、電気設備の改善工事

上水道給水・下水道の接続工事、配線・配管工事を伴う
エアコンやIHクッキングヒーターの据付工事など

C. 住宅外構補修工事

宅地舗装、土留め・壁改修、防護柵・手すり設置、雨水処理工事など

D. 蔵、車庫、物置（小屋）等の改修工事（基礎がある物のみ、簡易なものを除く）

複数の工事を併せて実施することも可能です。

住宅の新築、増築工事、家電製品・家具などの購入については対象外です

こちらが支援事業の対象となる工事の一覧です。支援対象範囲が広がっていますので、ぜひ活用ください。



問 建設課建設係 TEL 0241-42-2117

保育所開放日のお知らせ

柳津保育所では、下記の日程で保育所開放を行います。お友だちと一緒に遊んだり、子育てについて他のお母さんたちとお話してみませんか？たくさんのお友だちや保育士も待っています。ぜひ遊びに来てください。

■実施日

5月22日（木）、6月12日（木）、7月3日（木）、8月7日（木）、9月4日（木）

10月23日（木）、12月18日（木）、1月22日（木）、2月12日（木）

■費用 無料

■時間 10:00～随時受付（11:00終了）

■持ち物 飲み物・着替え・オムツなど

■内容 同じ年齢のお友だちのクラスに入り、みんなで遊びます。

■対象者 0歳（3カ月以上）から就学前のお子さんとその保護者、妊婦さん

■その他 不明な点がございましたら、お問い合わせください。



問 柳津保育所 TEL 0241-42-2238

霜が降りる場合にはご注意ください

町では、令和7年3月25日（火）から令和7年5月31日（土）までを期間とする、柳津町防霜対策本部を設置しました。この期間は、気温の変化の激しい時期で、霜の降りる恐れが多くなります。農作物の管理には十分注意してください。

なお、霜注意報が発令された場合には、会津よつば農業協同組合および関係機関と連携を図りながら防災無線などでお知らせします。



問 地域振興課農林振興係 TEL 0241-42-2116

会津よつば農業協同組合 柳津営農経済センター TEL 0241-42-2616

福満虚空藏菩薩圓藏寺お茶会2025 ～ふくしまプレDC特別企画～

1, 200年の歴史を誇る名刹・福満虚空藏菩薩圓藏寺。普段は参拝客が立ち入ることのできない「庫裡」の和室にて、柳津町の社中による特別なお茶会を開催します。

どなたでも参加できますので、心安らぐひとときをお楽しみにお越しください。

- 開催日 令和7年4月20日（日）大日本茶道学会伊藤社中
令和7年5月25日（日）大日本茶道学会小貫社中
令和7年6月29日（日）大日本茶道学会小貫社中
※各回先着100名限定
- 時 間 10:00～15:00
- 会 場 福満虚空藏菩薩圓藏寺「庫裡」（柳津町大字柳津字寺家町甲176）
- 参加料 一人500円（お茶・和菓子付き）

問 地域振興課観光商工係 TEL0241-42-2114

「令和7年度 保健事業案内」に記載の一部訂正について

各世帯に配布しております「令和7年度 保健事業案内」に記載していましたが『乳児健康相談』と『1歳6か月児・2歳児健診』の日程に一部誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

乳児健康相談

誤) 2月18日（水） → 正) 2月 4日（水）

1歳6か月児・2歳児健診

誤) 2月 4日（水） → 正) 2月18日（水）

問 町民課保健衛生係 TEL0241-42-2118

					
やないづ防災 行政アプリ	やないづ防災 行政メール配信	柳津町公式 LINE	柳津町公式 インスタグラム	広報誌配信アプリマチイロ (左 Android、右 iOS)	



20%もお得な「やないづ福満商品券」を発売します

柳津町商工会では、令和7年5月1日（木）から電気や食料品等の物価高騰への支援として、プレミアム付商品券「やないづ福満商品券」を発売します。ぜひ、多くの町民の皆さまにご利用いただきますようお願いいたします。

なお、購入できる方は、町民に限ります。

プレミアム率：20%（10,000円で12,000円のお買い物ができます。）

■発 売 日 令和7年5月1日（木）より平日のみ販売

ただし、5月10日（土）は販売します。

■時 間 10:00～15:00

■場 所 柳津町商工会館

ゆきげ館（5月1日（木）、5月2日（金）、5月10日（土）の3日間のみ）

5月9日（金）は、大成沢公民館（9:00～11:00）および

四ツ谷公民館（13:00～15:00）において出張販売を行います。

■限 度 額 1世帯100,000円

■使用期間 令和7年5月1日（木）～10月31日（金）の6か月間

問 柳津町商工会 TEL0241-42-2552

柳津町内企業等求人情報

求人者名	勤務地	職種	雇用形態	雇用期間	応募資格	給与・賃金等	福利厚生・待遇	休日休暇	問い合わせ先
特別養護老人ホーム 福柳苑	特別養護老人ホーム 福柳苑	介護員	正職員	期間の定めなし	介護職員初任者研修	月額207,000円～ （各種手当含む）	雇用保険制度 労災保険制度 健康保険制度 厚生年金制度 退職年金制度 正職員登用制度あり （臨時職員）	週休2日制	0241-41-1165 佐藤（事務）
			臨時職員	随時 ～令和7年3月31日	資格不問				
		調理員	正社員	期間の定めなし	調理師（必須） 栄養士（必須） 年齢不問	月給170,000円～	雇用保険制度 労災保険制度 健康保険制度 厚生年金制度	週休2日制	
			アルバイト・パート	随時 ～令和7年3月31日	調理師（あれば尚可） 年齢不問	時給1,000円～			
株式会社 みとみ	柳津町 他	そろばん教室の 先生	アルバイト・パート （週2日～4日程度）	期間の定めなし	高卒以上 普通自動車免許 年齢不問 子供の頃の珠算能力検 定3級程度（それ以下 でも応相談）	時給1,050円 ※試用期間中は 955円	労災保険制度 通勤なし 雇用保険（週20時間以 上勤務の場合加入）	土日祝休み	0242-29-2222 大谷

※上記は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める職業紹介やあっせんを行うものではなく、あくまで町内企業などへ求人情報を発信する場を提供するものです。各求人情報の詳細は、直接お問合せください。

柳津町地域おこし協力隊、会津柳津駅舎担当の小川です。

今月号より、広報やないづお知らせ版にて、会津柳津駅舎「あいべこ」の情報を発信していきます。引き続きよろしくお願いいたします。

さて、会津柳津駅舎「あいべこ」は皆さまから愛され、リニューアルから1周年を迎えます。1周年を記念し、令和7年4月12日（土）に「あいづやないづモダン駅フェス」を開催いたします。多くの方のご来場をお待ちしております。

また、会津柳津駅舎のカフェも新しく「cafe あいべこ」としてスタートします。「やないづ張り子工房 Hitarito(ヒタリト)」につきましても、今年度も変わらず元気に営業いたしますので、皆さまの来駅を心からお待ちしております。

<イベント情報>

第8回あいづやないづモダン駅フェス

- 日 時 令和7年4月12日（土） 10:00～17:00
- 場 所 会津柳津駅舎「あいべこ」および駅前広場
- 内 容 ミニSL・ミニ新幹線乗車体験、カフェ&マルシェ他



臨時列車「風っこ只見線満喫号」運行

今年度最初となる JR 只見線の臨時列車「風っこ只見線満喫号」が運行されます。お迎えお見送りも行いますので、町民の皆さまもぜひご参加ください。

- 日 時 令和7年4月26日（土）、4月27日（日）
- 会津柳津駅 下り(只見方面) 10:18発
- 上り(会津若松方面) 14:53発



問 地域振興課観光商工係 TEL 0241-42-2114